

●『レセプト写し返戻(調整)内訳書』(様式6-5号)

重心様式第6-5号

レセプト写し返戻(調整)内訳書
(重度心身障害者医療費助成)

山梨県国民健康保険団体の連合会
平成 年 月 日付
頁

保険医療機関コード		保険医療機関名称		平成 年 月 日付	
-----------	--	----------	--	-----------	--

診療月	媒体区分	公費負担者番号	受給者番号	保険種別	本家区分	入外区分	調整区分	件数	調整点数	調整金額	備 考
							調整区分				

調整区分

1	当月処理による返戻
2	市町村からの返戻
3	市町村間での件数調整
4	窓口徴収額の増減調整
5	その他

媒体区分	
1	電子レセプト写し
2	紙レセプト写し
※当月処理による返戻の件数	

調整区分	
1	当月処理による返戻
2	市町村からの返戻
3	市町村間での件数調整
4	窓口徴収額の増減調整
5	その他

本家区分	
1	本人(世帯主)入院
2	本人(世帯主)外来
3	未成年者入院
4	未成年者外来
5	家族(その他)入院
6	家族(その他)外来
7	高齢受給者一般(療養型入院)
8	高齢受給者一般(療養型外来)
9	高齢受給者特等入院
0	高齢受給者特等外来

※紙レセプト写しについて当月処理による返戻が行われた場合のみレセプト写しをお返しいたします。
 ※件数欄に記載されている数値は、事務費手数料から調整させていただきますのでご了承ください。
 ※調整金額は、調整区分4「窓口徴収額の増減調整」の金額を示しております。

[医療機関 内部用紙 No. 10]

◎『レセプト写し返戻(調整)内訳書』とは？

当該月に行なった返戻、件数調整及び差額調整の処理結果を示す帳票です。

◎『調整区分』とは？

連合会からの返戻、市町村からの返戻、保険医療機関等からの調整依頼ごとに区分が異なります。

○調整区分・・・『1:当月処理による返戻』

- ・該当月に処理を行い、連合会から返戻となったものです。
- ・お問い合わせは、連合会へお願いします。

※紙レセプト写し提出機関

連合会から返戻する際は、『レセプト写し返戻(調整)内訳書』と一緒に紙レセプト写しを送付いたします。

※電子レセプト写し提出機関

連合会から返戻する際は、『レセプト写し返戻(調整)内訳書』のみ送付いたします。ご提出いただいた電子レセプト写しデータから、紙レセプト写しのイメージを作成することができないためです。

○調整区分・・・『2:市町村からの返戻』

○調整区分・・・『3:市町村間での件数調整』

- ・市町村からの依頼により処理したものです。
- ・お問い合わせは、各市町村(重度心身担当)へお願いします。
- ※事前に各市町村から保険医療機関等へ説明されていることもあります。
- ※調整区分『3』は、2行印字されます。
 - ・マイナス・・・誤った市町村、
 - ・プラス・・・正しい市町村
- ・市町村間で処理を行っているため、重心の再提出は不要です。

診療月	媒体区分	公費負担者番号	受給者番号	保険種別	本家区分	入外区分	調整区分	件数	調整点数	調整金額	備 考
11	2	83190017	1111111	2	6	外	3	1	1,000		
11	2	83190025	2222222	2	6	外	3	-1	-1,000		

○調整区分・・・『4:窓口徴収額の増減調整』

- ・保険医療機関等からの調整依頼により処理したものです。
- ・レセプト写し調整依頼総括表(連絡票)のご確認をお願いいたします。
- ・お問い合わせは、連合会へお願いします。

○調整区分・・・『5:その他』

- ・該当月に連合会にて処理を行ったものです。
- ・お問い合わせは、連合会へお願いします。

※お問い合わせ先： 重度心身障害者係 055-223-2112

※紙レセプト写しについて当月処理による返戻が行われた場合のみレセプト写しをお返しいたします。
 ※件数欄に記載されている数値は、事務費手数料から調整させていただきますのでご了承ください。
 ※調整金額欄は、調整区分4「窓口徴収額の差額調整」の金額を示しております。

【返戻事例】

○調整区分・・・『1: 当月処理による返戻』の事例

※備考欄に返戻理由が記載されます。

①『保険医療機関等からの返戻の申し出』

事前に、保険医療機関等から連合会に返戻の申し出があったものです。
必要に応じて、連合会へ再提出をお願いいたします。

②『重複請求では？(一枚で請求してください)』

同一患者に対し、本来一枚でレセプト写しを提出するところ、二枚提出した場合は、
再度一枚で作成し直し、連合会へ再提出をお願いいたします。
※事前に、連合会より内容確認している事例です。

③『75歳特例対象者では？(負担金再調)』

月の初日以外の日に75歳の誕生日となった場合、前期と後期で自己負担限度額が
按分計算されますが、75歳到達月前に、後期高齢者の障害認定を受けた者は、
自己負担限度額が、按分計算されません。
正しい金額で、患者様より徴収していただき、レセプト写しを再度作成し直し、
連合会へ再提出をお願いいたします。

④『他県保険者請求あり(窓口償還対応)』

他県の市町村国保及び後期高齢者医療制度加入者は、償還払いの取扱いとなります。
償還処理につきましては、各市町村(重度心身担当)へお問い合わせをお願いします。

○調整区分・・・『2: 市町村からの返戻』の事例

※同封される『重度心身障害者医療費非該当者等データ連絡票』の
「非該当者等の理由」を参照願います。

①『2. 重複提出のため「返戻」いたします。』

以前提出した患者のレセプト写しをもう一度提出してしまった場合です。
・同点数の場合・・・再提出の必要はありません。
・異点数の場合・・・前回提出と違う点数の場合は、調整依頼連絡票(総括表)で
処理を行います。

②『3. 給付資格なしのため「返戻」いたします。』

『イ. 資格喪失後(令和00年00月00日喪失)』

重心の受給資格者証の有効期限が切れている場合です。
レセプト写しの再提出の必要はありません。

③『4. その他の理由により「返戻」いたします。』

『ア. 受給者番号相違(正:1111111)』

重心の受給者番号が誤っている場合です。
正しい受給者番号で、レセプト写しを作成し直し、連合会へ再提出をお願いいたします。

※上記を含め、「非該当者等の理由」に対する問い合わせは、
各市町村(重度心身担当)へお願いいたします。

※問い合わせ先は、『重度心身障害者医療費非該当者等データ連絡票』の右下を参照してください。

令和	年	月	日	保険医療機関	様連絡済
市町村名:					担当課(係):
担当者名:					電話番号: